

確 約 事 項

1 次に該当したときは、この工事に要した補助金を返還することに同意します。

(1) 本申込書及び空調機故障状況報告書に虚偽の記載をしたとき

(2) 補助を受けて設置した機器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したとき

(3) 将来移転補償を受けることとなったとき(移転補償時に返納)

2 更新工事に係る工事業者及び請負金額の決定の権限を大田区長に委任します。

3 更新工事に係る調査業者及び工事業者に対し、大田区長が本申請書及び過去の工事実績の内容を情報提供することに同意します。

4 当該住宅を譲渡するとき、又は転出するときは、この工事により設置した機器は権利義務一切とともに当該住宅の所有者に継承します。

5 賃貸契約等をしている場合の設置機器について

当該住宅の家屋所有者及び借家人の間において、この工事により設置した機器について次のとおり協議が整っており、その後の疑義は当方で責任を持って解決します。

(1) 賃貸契約等により居住する期間は、借家人(転借人を含む。以下同じ。)の所有とします。

(2) 賃貸契約等が終了するとき、当該住宅の家屋所有者に無償譲渡し、これらに付帯する権利義務の一切を継承します。